八〇　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二二　三

八一　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十一年二月二十八日までの輸入数量を告示する件　二九　三

八二　平成三十年度の初日から平成三十一年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二九　四

八三　平成三十年度の初日から平成三十一年二月二十八日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二九　四

八四　平成三十年度の初日から平成三十一年二月二十八日までの修正対象物品の各輸入数量を告示する件　二九　四

八五　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　二九　四

八六　日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　二九　四

八七　特恵受益国等、特恵関税の便益を与えない物品等及び特別特恵受益国を告示する件　二九　五

八八　健康保険印紙の形式の一部を改正する件　二九　63　四四

八九　所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件　二九　特5　八〇〇

九〇　所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　二九　特5　八〇一

九一　法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　二九　特5　八〇一

九二　地価税法施行規則第十条第三項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件　二九　特5　八〇二

九三　登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件　二九　特5　八〇三

九四　消費税法施行令第五十条第二項、第五十四条第五項、第五十八条第三項、第五十八条の二第三項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六条第二項並びに消費税法施行規則第五条第三項及び第十六条第三項の規定に基づきこれらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件　二九　特5　八〇三

九五　印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　二九　特5　八〇三

九六　租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける期間を定める件　二九　特5　八〇三

九七　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件の一部を改正する件　二九　特5　八〇三

九八　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件　二九　特5　八一〇

九九　平成三十一年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を得なければならない経費を定める件　二九　特5　八一一

一〇〇　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三〇　特6　七一

一〇一　課税価格を基準とする特別緊急関税に係る発動基準価格を定める件を廃止する件　三〇　特6　八七

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

一　特定事業者責任比率の一部を改正する件　二九　63　四六

二　再商品化義務総量の一部を改正する件　二九　63　四六

三　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　二九　63　四七

四　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　二九　63　四七

五　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件　二九　63　四八〇

六　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　二九　63　四三

七　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　二九　63　四三

財務省、農林水産省

六　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　三

七　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件　二九　63　四五